

令和8年2月

令和8年度スクールバス規定（暫定版）

群馬県立館林特別支援学校

1 目的

スクールバスで児童生徒が安心安全に登下校できるようにこの規定を定め、通学途上における安全の確保及び事故の防止を期する。

2 運行方法

- (1) スクールバスの運行は、民間バス事業者に委託するものとし、当該事業者との委託契約において委託業務の内容・期間・校外学習の実施期日等を定める。
- (2) スクールバスは3方面（3台）を基本とし、翌年度の新入学児童生徒の状況によっては変更等を検討する。
 - ① 千代田町、邑楽町方面 : 西バス
 - ② 館林市内方面 : 中バス
 - ③ 明和町、板倉町方面 : 東バス
- (3) スクールバスの運行時間については、利用する児童生徒の障害の状態や身体にかかる負荷を考慮し、70分以内での帰校を目安とする。
- (4) 放課後等デイサービス（以下、放デイとする）施設への停車については、毎年度末に、翌年の運行コースや利用者の利用状況等を確認し、施設側と協議し検討する。

3 スクールバス利用にあたって

- (1) スクールバス通学利用希望者は、年度ごとにスクールバス利用申込書（別紙様式1）を提出し（以下、申請者とする）、年度始めスクールバス委員会において、以下の条件をすべて満たすと判断された場合に、校長が乗車を許可することで利用することができる（以下、乗車を許可された者とする）。

なお、校長の許可を得るまでは、試乗期間とする。

 - ① 一人で安全に乗降ができること。
 - ② スクールバス乗降時に自力でシートベルトの着脱ができ、かつスクールバス走行中に一人で安全に座席に座っていることができること。
 - ③ 乗車中に物をたたいたり、周りの児童生徒に迷惑をかけたりせず乗車できること。
 - ④ スクールバスの走行中の振動やブレーキをかけた際の揺れに対して、自分の体幹を維持し、姿勢を保つことができること。
 - ⑤ 乗車中に、医療的な配慮を要しないこと。

- ⑥ 慢性的な発作がないか、あるいは服薬等により発作がコントロールされた状態にあること。
- (2) 本校児童生徒であり、かつ昨年度末にスクールバス利用申込書（別紙様式1）を提出した者は、始業日の登校便から校長による許可書発行までは試乗期間として乗車することができる。
- また、新転入学生は、初めて登校する日から1週間程度はスクールバスの乗車を見合わせることにする。
- ただし、本校小学部を卒業した生徒は、中学部入学時よりスクールバスを試乗できることにする。
- (3) 保護者は、バス停留所までの送迎について責任をもつことにする。
- (4) 学校は、申請者が利用するスクールバス運行コース及び停留所を利用開始時または毎年度始めに決定をする。なお、年度途中での変更は、転居等の特別な理由を除き、原則認めないものとする。
- (5) 学校は、スクールバスの乗車希望人数が乗車定員を超えた場合には、スクールバス委員会で協議をして乗車する児童生徒を決定するものとする。なお、決定に際しては、高学年又は学校から家庭までの距離が遠い児童生徒を優先することを原則とする。

4 確認事項

(1) 運行について

- ① 学校は、行事等により運行時刻の変更がある場合には、その2週間前を目安に事前にバス利用者あてに通知をする。
- ② 保護者は、スクールバスの停留所発着車時刻が交通事情により前後することがあるため、送迎の際は10分前を目安に停留所で待つようにする。

(2) 停留所について

- ① 保護者は、指定以外の場所への駐車や駐車場内での長時間の立ち話等、営業の妨げになるような行動は慎むことにする。
- ② 保護者は、児童生徒のスクールバスへの乗降終了後は、速やかに停留所を離れることにする。
- ③ 保護者は、停留所関係者への挨拶等の励行に努めることにする。

(3) 乗車中について

- ① 欠席や遅刻のためスクールバスに乗車をしない場合は、必ず午前7時30分までに欠席等連絡フォームを活用して連絡をしてください。
- ② スクールバスに乗車する前に、トイレを済ませておいてください。

- ③ 体調やその他配慮を要することがありましたら、バスの添乗員にお伝えください。
- ④ 体調面で心配がある場合、バス車内は空気が密閉され他の児童生徒に病気が感染しやすい環境であるということを御理解いただき、スクールバスには乗せず、保護者の方の送迎をお願いします。なお、保護者が送る場合は午前8時40分以降に登校してください。
- ⑤ 発車予定時刻になりましたら、利用児童生徒を待たずに発車します。下校便の場合は、児童生徒を乗せたまま学校に戻りますので、学校へ迎えをお願いします。
- ⑥ 車内の環境には十分配慮をしていますので、極端な薄着や厚着は避けてください。
- ⑦ 児童生徒の安全確保のため、遊びを目的としたもの等、原則学校で認められたものの以外は、バス内に持ち込めません。
- ⑧ かばん等の持ち物には大きな名札を必ず付けてください。
- ⑨ 安全確保上、バス座席は学校で指定をします。年度途中での変更もあり得ます。
- ⑩ 児童生徒の様子等により、車内での安全が確保できない等の状況が認められた場合には、保護者による送迎をお願いすることもあります。

3 その他

- (1) 下校時、停留所へ保護者以外の方（祖父母等）が迎えに来られる場合は、事前に担任に連絡をしてください。事前に連絡がなく、確認がとれない場合には、児童生徒の安全確保のため、そのままスクールバスに乗せて学校に戻る場合があります。
- (2) 緊急の場合や下校途中での連絡は、必ず学校にしてください。バスの携帯電話に直接連絡をとることは御遠慮ください。
- (3) 登下校、あるいは曜日ごとに利用するバスを変更するなどのことは一切できません。
- (4) 引っ越し等で住所が変わる場合、停留所の変更等の都合上、早めに御連絡ください。
- (5) 災害時等の場合には、学校の危機管理対応マニュアルに沿って運行します。